

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道稚内養護学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道稚内養護学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

【主な記載内容】

- ①いじめとは ②いじめ防止の指導体制・組織対応 ③いじめの予防
④いじめの早期発見 ⑤いじめへの対応 ⑥重大事態への対応

北海道稚内養護学校
いじめ対策組織
の役割や活動

【主な構成員】

〔学校〕 校長・教頭・指導部長・生徒指導主事・支援部長・養護教諭
教務主任・学部主事・担任
〔寄宿舍〕 寮務主任・指導部長・舎室担当

【主な役割や活動】

○校内研修愛の企画・立案・実施
○学校いじめ防止基本法の作成・改善 ○アンケート調査の実施
○いじめ防止のための事例検討の実施 ○調査結果の分析、報告の整理
○いじめが疑われる案件の確認 ○指導・支援方針の協議

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

【主な取り組み】

○年5回行われる「全校集会」では、異年齢グループを編成し、レクリエーションを通して協力することや助け合いの大切さを学習しています。
○道徳教育やHR活動では、年間を通して、いじめについて話し合うことや相手の立場にたった考え方などを学習しています。
○児童生徒一人一人があいさつやありがとうの気持ちを伝えやすいよう、年間を通して、環境を整え、信頼と感謝の気持ちを育てています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道稚内養護学校のいじめ対策組織担当は、宮本です。

連絡先 0162-26-2292（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
宗谷教育局教育相談電話（電 話）	0162-33-3924	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

